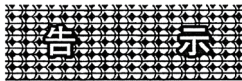


附 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、同年11月1日から施行する。

交通企画課
東北信運転免許課



長野県告示第558号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和6年10月31日

長野県知事 阿 部 守 一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さわらび内科クリニック	千曲市大字稲荷山274-1	令和5年4月1日
塩田薬局	上田市中野38-6	令和6年8月1日
A Y A 乳腺クリニック	佐久市臼田1208-10	令和6年9月1日
はれのひ耳鼻咽喉科クリニック	安曇野市豊科4946-4	令和6年9月1日
さかき薬局	埴科郡坂城町大字坂城10091-4	令和6年9月1日

地域福祉課

長野県告示第559号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和6年10月31日

長野県知事 阿 部 守 一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
アイン薬局みすず店	伊那市前原8379-7	アイン薬局みすず店	みすず土屋薬局	令和6年7月1日
アイン薬局茅野中央店	茅野市玉川4274-1	アイン薬局茅野中央店	茅野土屋薬局	令和6年7月1日
長土呂てんじん薬局	佐久市長土呂476-7	長土呂てんじん薬局	コスモス薬局 長土呂店	令和6年7月1日

地域福祉課

長野県告示第560号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

令和6年10月31日

長野県知事 阿 部 守 一

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	休止年月日
医療法人 米倉医院	安曇野市堀金烏川2581	令和6年7月1日

地域福祉課

長野県告示第561号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和6年10月31日

長野県知事 阿部守一

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
有限会社 久保田薬局	上田市天神1-8-1	令和6年8月31日
南信堂薬局	岡谷市中央町3-1-33	令和6年7月8日
オオクマ薬局	須坂市旭ヶ丘1-10	令和6年8月8日
医療法人 伊那同心会 天竜河畔医院	伊那市御園147番地	令和6年7月31日
わたびー薬局佐久中央店	佐久市猿久保790-1	令和6年4月9日
医療法人至誠会 小穴クリニック	安曇野市豊科4697	令和6年7月31日
医療法人城下クリニック	下高井郡山ノ内町平穏3094-3	令和6年6月30日

地域福祉課

長野県告示第562号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

令和6年10月31日

長野県知事 阿部守一

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	辞退年月日
有限会社 二葉薬局	諏訪市大手1丁目3番2号	令和6年8月1日

地域福祉課

長野県告示第563号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

令和6年10月31日

長野県知事 阿部守一

1 施術者又は助産師

氏名	住所	指定年月日
久保田 健文	上田市御所514-20	令和6年8月22日

2 施術所又は助産所

名称	所在地	指定年月日
くぼた整骨院	上田市御所514-20	令和6年8月22日

地域福祉課

長野県告示第564号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和6年10月31日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

小久保

2 指定の区域

佐久穂町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第565号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、令和6年10月28日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

令和6年10月31日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の氏名（名称）	住所	売りさばき場所
新	あづみ農業協同組合豊科支所	長野県安曇野市豊科4270-6	長野県安曇野市豊科4270-6 あづみ農業協同組合豊科支所
旧		長野県安曇野市豊科2400番地	長野県安曇野市豊科2400番地 あづみ農業協同組合豊科支所

会計課

長野県告示第566号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和6年10月26日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和6年10月31日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名（名称）	住所	売りさばき場所
あづみ農業協同組合本所	長野県安曇野市豊科4270番地6	長野県安曇野市豊科4270番地6 あづみ農業協同組合本所

会計課

長野県諏訪建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年11月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年10月31日

長野県諏訪建設事務所長 胡桃 敏 成

- 道路の種類 県道
- 路線名 茅野停車場八子ヶ峰公園線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
茅野市塚原一丁目4504番地先から 茅野市塚原一丁目4522番地先まで	旧	m 7.0～7.0	km 0.0066
同 上	新	6.9～7.1	0.0066

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年11月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年10月31日

長野県北信建設事務所長 関 一 規

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 292号
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯山市大字旭字北澤1521番の3地先から 飯山市大字旭字川上4009番の5地先まで	旧	m 6.2～40.5	km 1.1554
同 上	新	6.2～40.5 ----- 11.0～51.7	1.1554 ----- 1.0273

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和6年11月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年10月31日

長野県大町建設事務所長 竹内 浩 平

- 路線名 148号
- 供用を開始する区間
北安曇郡小谷村大字千国乙10309番の1地先から
北安曇郡小谷村大字中小谷丙10410番の3地先まで
- 供用を開始する期日 令和6年10月31日

道路管理課